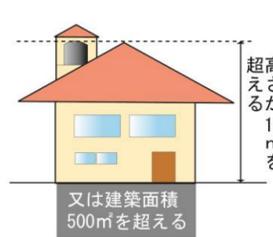
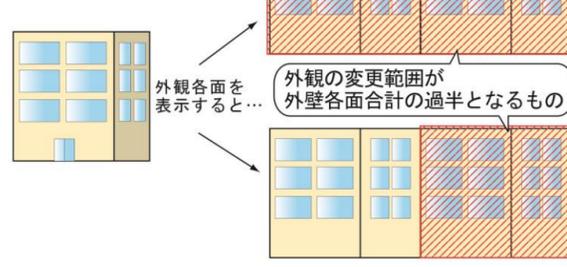
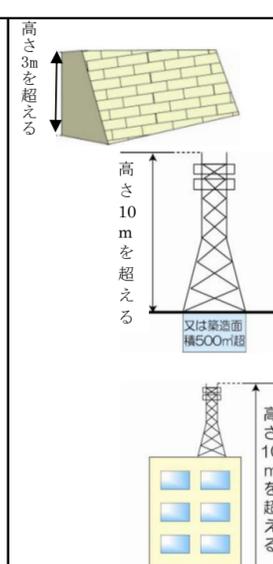
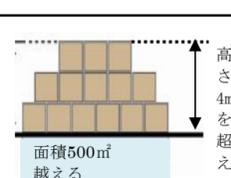


建築場所
設計会社名
担当者名
連絡先

申請者(建築主)
住所
氏名
連絡先

対象となる行為	地域	対象とする規模	チェック
1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	自然景観地域	①全ての建築行為	
	集落・農地景観地域	①.建築物の高さが10メートルを超えるもの。 ②.建築物の延べ床面積が500平方メートルを超えるもの。	
	市街地景観地域	③.①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。	
	主要幹線道路景観軸		
2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更		①.擁壁、垣(生け垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの。 ②.彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースhoot、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む)その他これらに類するものうち、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ)が、10メートルを超えるもの、又は築造面積が500平方メートルを超えるもの。	
3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの。		
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更及び盛土の体積	当該行為にかかる土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの。		
5) 屋外における再生資源その他物件の堆積	その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500平方メートルを超えるもの。 ※但し、体積の期間が90日以内である場合はその限りではない。		

※但し、届出が不要な場合においても、八重瀬町景観計画に示されている考え方を理解し景観に配慮しましょう。